

令和2年度 事業計画書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

にこにこ いきいき みんなでつくろう
やさしいまち



社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

基本理念

「にこにこ いきいき みんなでつくろう やさしいまち

～地域共生社会の実現に向けて～

基本目標

- 1 福祉の心を育てよう
- 2 とともに支えあおう
- 3 福祉環境の充実を図ろう

基本方針

本市では、人口減少が一段と進行し、高齢者世帯が増加する中、地域住民同士のつながりや、家族力の低下により、社会的孤立や経済的困窮など、公的な制度や施策だけでは補うことができない福祉課題が浮き彫りになっています。また、昨年9月豪雨など近年頻発する災害時の経験を通して、改めて日頃の見守りや地域での助け合いの重要性を再認識することとなりました。

こうした中、新見市社協では地域における人と人のつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らすことのできる地域を創っていくため、令和元年度、「にこにこ いきいき みんなでつくろうやさしいまち～地域共生社会の実現に向けて～」を基本理念とした第3次新見市地域福祉活動計画を策定しました。令和2年度は、その初年度にあたり、基本理念の達成に向けて設定した3つの基本目標に基づいて各種事業の推進を図ってまいります。

まず、「基本目標1 福祉の心を育てよう」では、社協合併15周年記念事業としての福祉大会の開催や各種情報手段などを活用した福祉意識の啓発に努めるとともに、ボランティア体験や出前福祉教室などを通じて福祉教育を推進し、支えあいの心を醸成してまいります。また、災害ボランティアなどの専門ボランティアの養成や、地域における日頃からの協力体制づくりを行い、ともに支えあい、災害にも強い地域をつくってまいります。

次に、「基本目標2 とともに支えあおう」では、地域でのコミュニティ意識を高めお互いが気にし合える関係構築のため、サロン事業など居場所や交流の場づくりを推進するとともに、福祉委員の見守り活動の充実に向けての支援や民生委員・児童委員との連携、地区社協等における活動の強化に努め、地域共生社会の実現に向けて、地域住民・行政・関係機関と協働して取り組んでまいります。

次に、「基本目標3 福祉環境の充実を図ろう」では、新見市生活相談支援センター・新見市成年後見相談センターを中心に、生活困窮や権利擁護など各種相談事業に積極的に取り組み、断らないそして相談者に寄り添ったきめ細やかな相談支援をおこなうとともに、認知症や障がいをお持ちの方などで、判断能力の不十分な方が地域で安心して生活できるよう専門職と連携を図りながら法人後見事業を適切に推進してまいります。また、新見市

社会福祉法人連絡協議会との連携を図り、制度の狭間の方への支援など公益的な取組を進めてまいります。

3つの基本目標に加え、介護保険事業は、利用者の伸び悩みなどにより大変厳しい状況ではありますが、利用者の確保などにより各事業の安定した運営を基本に、より質の高いサービスの提供に努めてまいります。

法人運営では、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化、コンプライアンスの徹底に引き続き努めるとともに行政とのパートナーシップの強化を図ってまいります。

重点事業

1. 支え合いの組織づくりの推進

地域の福祉課題を地域住民が我が事として捉え、地域全体で支えあう意識を醸成し、地域共生社会の基盤となる組織の構築に向けて、引き続き行政と連携協働し推進するとともに、地域課題について協議する小地域ケア会議の全地域での開催を目指してまいります。また、地域の福祉課題の解決に向け地区社協等における支え合い活動を推進するとともに、地域活動の担い手や協力者の育成に取り組みます。

2. 災害に強い地域づくり

日頃から災害時の備えに対する意識喚起や、支援が必要な方々の地域での見守り、連絡体制づくりについて、小地域ケア会議、福祉連絡会など地域福祉活動を通じて地域住民の意識醸成を図るとともに、講座や研修会などを通じて災害ボランティア等の人材育成や災害時に円滑な対応が行えるような体制整備について行政等と連携して取り組み、災害に強い地域づくりを目指してまいります。

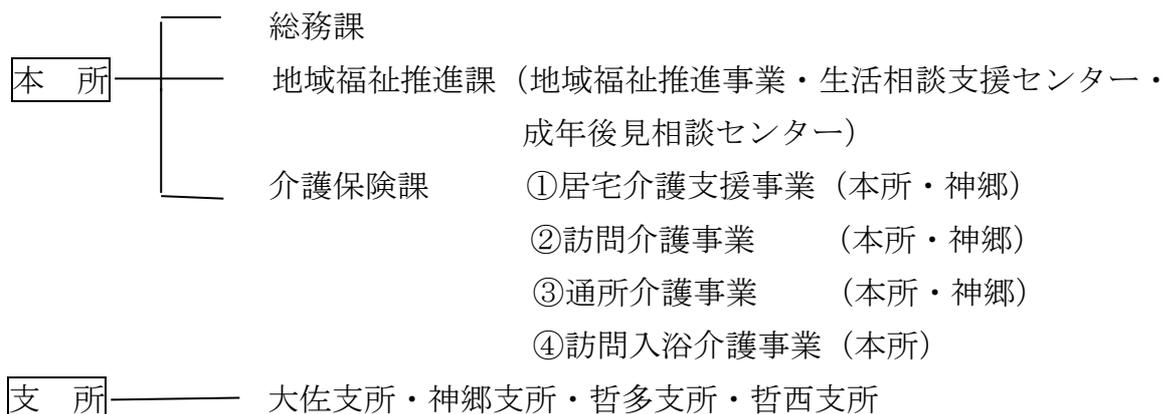
3. 権利擁護の推進

新見市成年後見相談センターの充実を図り、成年後見制度の普及、啓発に努めるとともに、行政、専門職や関係機関等と連携して判断能力が不十分になった方が安心して生活できる権利擁護の体制づくりを進めてまいります。また、法人後見の積極的な推進と適正な運営を行うとともに、判断能力の低下による権利侵害をはじめ、生活困窮、ひきこもり、地域での孤立などの制度の狭間や複合的な課題に対し、新見市社会福祉法人連絡協議会等と連携し、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を行ってまいります。

■法人運営事業

1 組織体制の充実

地域福祉の推進役として効率的・効果的な業務の遂行が図れるよう、適正な人員配置を行います。



(1) 会務の運営

- ①理事会
- ②評議員会

(2) 各種委員会の運営

- ①生活福祉資金貸付審査委員会
- ②苦情解決第三者委員会
- ③地域福祉活動基金運営委員会
- ④事業評価委員会
- ⑤その他必要に応じて委員会等の設置・開催

(3) 危機管理体制の整備

- ①災害時対応マニュアルの作成と運用
- ②危機管理体制の整備（平常時からの相互の連携、協力、関係機関等とのネットワークの整備）
- ※新見市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書（新見市）
- ※災害ネットワーク協定書（新見青年会議所）
- ③災害時における避難場所の確保の研究（社会福祉法人連絡協議会）
- ※災害時に避難場所への避難が困難な方の一時避難場所の提供
（精神的な障がいや有する方や認知症の方など）

2 財源の確保

(1) 自主財源の確保

- ①社協会員会費募集強化・会員加入促進（7月より募集）
 - ・普通会員会費 1,000円／世帯
 - ・賛助会員会費 3,000円

・特別会員会費 5,000円

②寄附金（通年）

③赤い羽根共同募金（10月～12月実施）推進強化

・戸別募金（目標額：600円／1戸）

・街頭募金・法人募金・職域募金（バッジ・図書カード・クオカード）

④歳末たすけあい募金（12／1～12／31）

・戸別募金（目標額：600円／1戸）

⑤介護保険事業収入（通年）

（2）経費節減

①経常経費の削減（電気・水道・事務諸経費等）

②ノー残業デーの実施

3 活動拠点の整備・機能強化

（1）地域福祉活動拠点づくり

①行政（地域包括支援センター等）と連携した地域福祉活動拠点づくりの研究

（2）第3次地域福祉活動計画の推進

①市の地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画の住民への周知と推進

4 役職員の資質向上

（1）役員研修の推進

関係機関実施の研修会への参加（法人運営・地域福祉）

（2）職員の研修体系の整備

①職員研修等の計画的実施

②各課の連携強化

（3）業務改善・規則等の整備

①質の高い介護サービスの提供やコンプライアンスの徹底のため、随時業務改善や規則等の整備に取り組む。

②問題意識を持って考え、創造性をより発揮できる職員の育成を図るため、職員提案制度を積極的に推進する。

5 社協活動のPR・情報発信の充実

①広報紙・ホームページの充実・地元ケーブルテレビや各報道機関等への情報提供

②地域イベント・総代会等でのPR活動

③社協イメージキャラクター「ピオーラちゃん」を活用したPR活動

■地域福祉推進事業

1 福祉の心を育てよう ～一人ひとりの福祉の心が育つまち～

(1) 福祉意識の啓発

(2) 福祉教育の推進

(3) ボランティア活動の推進

①福祉大会 社会福祉実践者表彰・記念講演ほか

②福祉情報発信 社協だより発行年6回（8ページ）ほか

③社協会員の加入促進 普通会员・賛助会員・特別会員の募集

④赤い羽根共同募金運動

・様々な募金活動の展開により、地域福祉活動を財源面で積極的に支えていく役割を果たすとともに、住民参加による自主活動を促進し、福祉に参加する意識を育む。

⑤歳末たすけあい募金運動

・歳末募金を募集するとともに、新たな年を迎える時期に支援を必要とする市民が地域で安心して暮らすことができるよう、民生委員の理解、協力を得ながら歳末訪問活動を行う。

⑥小学生向け福祉教育（ちょボラ）

・小学生を対象に、「ちょっとしたボランティア」を通してボランティアや福祉について考え、福祉意識を育む機会を提供する。

・「ちょボラノート」を活用した身近な活動の啓発（小学校17校で実施）

・出前福祉教室の実施（希望校で実施）

⑦夏のボランティア体験

・中高生にボランティア体験の機会を提供し、研修を通じて福祉についての理解を深める。

⑧出前福祉教室【新規】前年度はボランティア入門講座に記載

・学校での基礎的なボランティアに関する出前福祉教室のほか、地域や企業、団体等の要望に応じて出前講座を行う。

⑨災害ボランティア推進事業【新規】

・災害ボランティアセンターを設置した際、いち早く運営や活動に協力してくれる市民の養成を行うとともに、災害ボランティアに関する情報発信を行う。

⑩傾聴ボランティア推進事業

・傾聴ボランティア養成講座の開催

・傾聴ボランティア活動の推進（ひとり暮らし高齢者等の話し相手）

⑪手話講座（市受託事業）

・手話を学ぶ機会を提供し、聴覚障がい者への理解を深める。

・手話奉仕員養成講座（基礎課程）の実施（年間24回、48時間）

⑫ボランティア・NPO団体連携事業【新規】

・市内で活動するボランティア・NPO団体同士の情報共有と相互の交流・連携を図る

ことを目的に情報交換会を開催する。

2 ともに支えあおう ～一人ひとりがつながり支えあうまち～

(1) 地域での居場所づくり・交流の場づくりの推進

(2) 気にしあい 支え合う活動の推進

(3) 支えあいの組織づくりの推進

①ふれあいいきいきサロン(市受託事業)

・90サロンを目標(新規8サロン・継続82サロン)

②ひだまりサロン

・子育て中の親子や障がい者等の当事者を中心とした、地域でのつながりの場づくりの推進 5サロンを目標(新規2サロン・継続3サロン)

③子育て支援事業

・子ども交流会：子ども同士の交流と地域のボランティアや高齢者等のふれあいを目的に開催する交流会の開催支援を行う。

・子どもがつなぐ地域の和事業：子育て家庭と地域とのつながりをつくり、地域ぐるみで子育てを行う環境をつくることを目的に、子育て講座と多世代交流事業の開催支援を行う。

④福祉委員設置・活動支援

・福祉委員設置・委嘱(4月)

・福祉連絡会の開催(各地区年2回～3回)

・あんしんカード(緊急連絡カード)設置の普及・推進

⑤独居高齢者宅戸別訪問事業(市受託事業)

・民生委員等地域住民による80歳以上のひとり暮らし高齢者宅等への安否確認の実施

⑥友愛訪問事業

・地区社協・民生委員等地域住民による、75歳以上ひとり暮らし、80歳以上の高齢者のみの世帯への訪問活動の支援(年3回)

⑦地域ささえあい推進事業(生活支援コーディネーター事業)(市受託事業)

i) 生活支援サービス・ニーズの把握

・既存の地域資源の把握・整理(「にいみ暮らしを支えるサービス一覧表」の更新等)

・地域課題の把握・協議

ii) 新たな生活支援サービス創出に向けての協議の場の設置(小地域ケア会議)

・市(地域包括支援センター等)と連携し、小地域ごと地域課題などについて協議する場を設け、支え合いの地域づくりを推進する。(37地区設置)

iii) 支え合い活動の基盤となる組織づくりの立ち上げ支援

(新見市版地域共生社会地域運営組織設立等支援)

iv) ふれあい・支え合い活動創出に向けての支援

・小地域ケア会議等が出された地域の福祉課題に基づく活動創出支援

- ・介護予防につながる集いの場の創出に向けた研究

- ・高齢者を含めた担い手、協力者の育成

v) その他

- ・市が運営する第1層協議体への参画

- ・第2層生活支援コーディネーターの支援と連携

- ・多様なネットワークづくりの支援、情報交換・情報共有の機会の提供

⑧地区社会福祉協議会の支援

- ・小地域ケア会議と連動し、地域の福祉課題や生活を支える助け合い活動の推進ができるよう地区社協の組織強化・地域運営組織への統合を行い活動充実に努める。

i) 地区社会福祉協議会（地区社協）活動支援と組織強化

- ・地区社協等への活動助成

- ・地区社協情報交換会の実施

ii) 新見市版地域共生社会 地域運営組織設立支援

- ・地域運営組織に地区社協機能の統合を視野に入れ地域で協議を進める

- ・地域運営組織「将来計画」の策定支援（小地域福祉活動計画）

⑨無理しない地域づくり講座【新規】

- ・地域活動の担い手や協力者を増やすために、無理なく楽しい地域活動が行えるような講座を実施する。

3 福祉環境の充実を図ろう ～一人ひとりを支える福祉環境が充実したまち～

(1) 相談支援の充実

(2) 権利擁護の推進

(3) 地域生活の支援

①なんでも相談会

生活困窮者自立支援事業及び法人後見事業において年2回開催。

②心配ごと相談

- ・毎月第1水曜日 9:00～12:00（新見市地域福祉センター）

- ・毎月第3水曜日 9:00～12:00（新見市役所南庁舎）

- ・各支所で実施

③法律相談(市受託事業)

- ・毎月第3水曜日10:00～15:00（新見市役所南庁舎）

④生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

- ・生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援として、次の事業を実施する。

i) 自立相談支援事業・・・生活困窮者の相談に応じるとともに自立に向けた支援等を行う。

ii) 家計改善支援事業・・・失業や債務問題等を抱える方に、収支分析や家計表作成等

により家計改善の支援を行う。

- ・よろず相談事業・・・市民の困りごと等を総合的に受け付け、日常生活自立支援事業・生活福祉資金貸付事業・生活困窮者自立支援事業による支援や他機関との連携により、課題解決に向けた支援を行う。※前年度までは単独事業で掲載

- ・緊急支援事業（食糧等の緊急支援・フードバンク岡山との連携・フードドライブの実施）※社協単独事業

- ・支えあいの地域づくり研修会の実施

⑤法人後見・権利擁護推進事業（市受託事業）

i) 法人後見・権利擁護推進事業の体制整備

- ・法人後見支援員の育成

- ・法人後見運営委員会の実施 年6回程度

ii) 成年後見制度利用相談、利用促進、権利擁護

- ・成年後見制度利用相談の実施

- ・権利擁護支援検討委員会の実施

- ・成年後見利用促進、権利擁護ネットワークの検討

- ・法人後見移行支援事業の実施

iii) 成年後見制度、権利擁護の普及啓発

- ・権利擁護研修会（仮称）の実施

- ・成年後見制度研修会、出前講座の実施

- ・市民向け成年後見制度パンフレットの作成、社協だより等での広報

⑥日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

- ・判断能力が不十分な方への各種手続き等の支援や金銭管理の実施

- ・生活支援員を対象とした研修会の開催

⑦生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

- ・低所得者世帯等への資金貸付の相談支援、償還指導

■介護保険・生活支援事業

1 介護保険事業・日常生活支援総合事業・介護予防支援事業

- (1) 居宅介護支援事業（ケアマネジャーによる支援）〈中央・神郷〉
 - ・本人及び家族の相談援助、居宅介護計画（ケアプラン）の作成、サービス事業者との連絡調整、要介護認定更新申請等の援助
- (2) 訪問介護事業（ホームヘルパーによる介護等）〈中央・神郷〉
 - ・入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の家事援助、その他日常生活上の援助
- (3) 通所介護事業（デイサービスセンターでの介護等）〈中央・神郷〉
 - ・入浴・食事・その他日常生活上の世話、機能訓練等の日帰りサービス
- (4) 訪問入浴介護事業〈中央〉
 - ・浴槽持ち込みによる自宅での寝たきり高齢者等への入浴サービス

2 障害者居宅介護支援事業

- (1) 障害者福祉サービス事業〈中央・神郷〉
 - ・入浴・排せつ及び食事等の介助、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他生活全般の援助
- (2) 障害者移動支援事業（受託事業）〈中央〉
 - ・個別支援・・・障がい者（児）の外出・余暇活動等の外出支援
- (3) 障害者デイサービス事業（受託事業）〈中央〉
 - ・身体障がい者・知的障がい者の入浴・食事・機能訓練等の日帰りサービス
- (4) 障害児入浴サービス事業〈神郷〉
 - ・18歳未満の身体障がい児の入浴サービス
- (5) 障害者訪問入浴サービス事業（受託事業）〈中央〉
 - ・身体障がい者の訪問入浴サービス

3 生活支援事業

- (1) 家族介護者のつどい・くつろぎの家（要介護者一時預かり）
 - ・全域を対象に年3回程度実施
- (2) 新見市社協高齢者等生活応援事業〈中央・神郷〉
 - ・概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対するホームヘルパーによる家事等の支援
- (3) 新見市産前・産後ヘルパー訪問事業（受託事業）〈中央・神郷〉
 - ・産前・産後の体調不良により家事が困難な家庭における、ホームヘルパーによる家事等の支援
- (4) 新見市子育て支援ヘルパー訪問事業（受託事業）〈中央・神郷〉
 - ・身体的・精神的事情等により家事などが困難な1歳から中学校就学前の子を養育

する家庭における、ホームヘルパーによる家事等の支援

(5) ピオーラカフェ【新規】

・認知症の方やそのご家族、そして地域の方が気軽に参加出来、交流や専門職への相談が出来る場を作り、認知症への理解を深めるための支援

4 その他の活動及び団体支援

(1) 社会福祉法人の公益的取組の推進

・市内社会福祉法人のネットワーク化を図り地域における公益的な取組を推進する。

(2) ボランティア保険

・福祉関係団体等のボランティア保険加入窓口として、相談と加入事務手続きを行う。

(3) 人材育成活動

・将来の福祉の人材となる社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員等の実習生を受け入れ、同行訪問等の現場実習の指導を行う。

(4) 福祉団体の助成

・地域福祉活動を行う団体に対し、活動の一部を助成する。

(5) 福祉団体の活動の援助

・福祉団体等の自主自立の運営を図るための支援を行う。

- ① 新見市老人クラブ連合会
- ② 新見市身体障害者福祉協会
- ③ 新見市遺族連合会
- ④ ボランティア団体